

環廃対発第 060421005 号
平成 18 年 4 月 21 日

一部改正（最終改正）
環廃対発第 16033123 号
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県浄化槽行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課浄化槽推進室長

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）については、平成 28 年 3 月 31 日付け環廃対発第 16033121 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知により一部改正されたところであるが、今般、実施要綱について、下記により行うこととしたので、貴管内市町村（一部事務組合を含む。）に周知徹底されるようお願いする。

記

1. 実施要綱第 3 の（1）のアの（ア）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、汚水衛生処理率が 85%未満の地域であること。
2. 実施要綱第 3 の（1）のアの（イ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、汚水衛生処理率が 85%未満の地域であること。
3. 実施要綱第 3 の（1）のアの（ウ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、汚水衛生処理率が 85%未満の地域であること。
4. 実施要綱第 3 の（1）のアの（エ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、汚水衛生処理率が 65%未満の地域であること。
5. 実施要綱第 3 の（1）のアの（オ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、汚水衛生処理率が 65%未満の地域であること。
6. 実施要綱第 3 の（1）のアの（カ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、

市町村において農林水産省所管の農業集落排水事業の事業区域と浄化槽市町村整備推進事業の実施区域に係る「農業集落排水事業・浄化槽市町村整備推進事業連携計画」（別紙様式）を作成し、これにより、農業集落排水事業と連携を図って事業を実施することが、効果的であると認められる地域であること。

なお、「農業集落排水事業・浄化槽市町村整備推進事業連携計画」は、当該地域において、浄化槽市町村整備推進事業を開始する年度（当該地域における全体計画の初年度）の整備計画書（毎年、別途提出依頼）の提出時と併せて、環境省に提出を行うものであること（ただし、浄化槽と農業集落排水施設との連携整備モデル事業により提出する場合は不要。）。

7. 実施要綱第3の（1）のアの（キ）に規定する「環境大臣が適当と認める地域」とは、水産庁が定める「漁業集落環境整備事業実施要領」（昭和53年7月10日53水港第3598号農林水産事務次官依命通知）及び「漁村づくり総合整備事業実施要領」（平成6年6月23日6水港第1759号農林水産事務次官依命通知）の規定に基づく事業の対象となる集落であって、漁業集落排水施設の処理区域周辺地域であること。
8. 実施要綱第3の（1）のアの（コ）に規定する「浄化槽による污水处理が経済的・効率的である地域であって、環境大臣が適当と認める地域」とは、「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」（平成26年1月30日農林水産省、国土交通省、環境省連名通知）を参考とし、下水道、集落排水、浄化槽等それぞれの污水处理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案し、地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、浄化槽によることが適当と認められる地域であること。なお、地域内の既存の浄化槽についても市町村による維持管理への移行促進に努めること。
9. 実施要綱第3の（2）に規定する「別に定める要件」とは生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するとともに、平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。
10. 実施要綱第3の（3）のエに規定する「高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨を市町村条例などで制定等の後5年間に限る）」とは、実施要綱第3の（5）に規定する地域において、市町村が条例などを新たに制定または改正することにより、通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を行うことができる旨及び高度処理型浄化槽の整備推進に必要な費用の助成に関する規定を設けた後、5年間に限り適用する。
11. 実施要綱第3の（4）のウに規定する「複数戸」とは、原則として5戸以下とし、「個別に設置するよりも複数戸に1基を設置する方が経済的・効率的な場合」とは、複数戸に

1 基を設置することにより、設置する人槽の合計及び浄化槽設置費用が低くなり、かつ地域の実情に応じた持続的、効率的な整備、運営管理が図られる場合とする。なお設置する用地は、市町村有地又は補助対象財産の処分制限期間中の使用が確実に見込まれる土地とする。

12. 実施要綱第3の(4)のキに規定する特別会計は新しく設置し、経理するものとするが、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計等により経理することも差し支えないものであること。

なお、整備区域、維持管理等に係る料金等戸別浄化槽の整備、管理に関する事項を条例により定めることが望ましいこと。

13. 実施要綱第3の(5)のアに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものであること。

14. 実施要綱第3の(5)のイに規定する「別に定める要件」とは、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下及び総磷濃度1mg/ℓ以下の機能を有するものであること。

15. 実施要綱第3の(5)のウに規定する「別に定める要件」とは、BOD除去率97%以上、放流水のBODが5mg/ℓ(日間平均値)以下の能力を有するものであること。

16. 実施要綱第3の(6)に規定する「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」又は「公的施設単独処理浄化槽集中転換事業」を実施する市町村は、原則として年度開始前若しくは事業着手の1ヶ月前までに別紙様式1又は別紙様式3により事業計画書を、実績報告時に別紙様式2又は別紙様式4により事業報告書を都道府県を通じて当職あて提出するものであること。

17. 実施要綱第3の(6)に規定する「上記(4)又は(5)の要件に合致する場合には、その内容に基づく整備を実施したものとして取り扱うものとする」場合、事業実績報告書において交付限度額を変更の上、報告するものであること。

18. 実施要綱第3の(6)に規定する「別に定める要件」とは、表1の消費電力基準以下であり、かつ次の基準項目ア～エのいずれか1つ以上の要件を満たすこと。

表1 消費電力基準(通常型、BOD10mg/L以下、りん除去型)

人槽〔人〕	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10mg/L以下)	消費電力 (りん除去型)
5	47	58	92
7	67	83	100
n(10人槽以上)	$n \times 8.7 + 5$	$n \times 10.8 + 5$	$n \times 16 + 14$

- ア 浄化槽の消費電力が表 1 の消費電力よりもさらに 10%以上低減されていること。
- イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表 2 の総容量の基準を満たすこと。

表 2 浄化槽本体の大きさの基準

人槽〔人〕	総容量〔m ³ 〕
5	2.2
7	3.1
n (10 人槽以上)	n×0.45

- ウ ディスポーザ対応浄化槽であること。
- エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は 25%以上、プレコンシューマ材料の場合は 50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$

- 19. 本事業を実施するに当たっては、市町村等は地域の住民に対して当該事業の説明を行うなど事業の透明性を図ること。
- 20. 市町村合併に伴い誕生した市町村においては、新市町村となった日から 5 年間は、旧市町村の地域における污水衛生処理率を適用することとする。